

埼玉県健康で快適な居住環境づくり支援事業実施要綱

(平成 13 年 3 月 15 日健康福祉部長決裁)

(目的)

第 1 この要綱は、いわゆるシックハウス症候群による健康被害防止のための健康で快適な居住環境づくり支援事業（以下「シックハウス対策事業」という。）を実施する上で必要な事項を定め、県民の健康で快適な居住環境を確保することを目的とする。

(定義)

第 2 この要綱において、シックハウス対策事業とは、衛生害虫、空気環境など室内の居住環境の衛生に係る事業をいう。

(実施主体)

第 3 シックハウス対策事業に関する事務は、生活衛生課、保健所及び衛生研究所が実施するものとし、必要に応じて他の行政機関の協力を得るものとする。

(生活衛生課の事務)

第 4 生活衛生課は、次に掲げる項目について実施する。

- (1) シックハウス対策に関する統括的な計画・調整
- (2) 担当職員に対する研修会等の開催
- (3) 広域的な普及啓発
- (4) シックハウス対策に関する調査・研究

(保健所の事務)

第 5 保健所は、次に掲げる項目について実施する。

- (1) シックハウス対策に関する相談窓口の設置
- (2) 県民からの相談・照会等に対する指導・助言
- (3) 必要に応じた現地調査及び検査
- (4) 地域的な普及啓発活動

(衛生研究所の事務)

第 6 衛生研究所は、次に掲げる項目について実施する。

- (1) 保健所からの依頼による専門的な検査
- (2) 保健所の職員に対する指導・助言
- (3) シックハウス対策に関する技術的な調査・研究

(関係機関との連携)

第7 関係機関は、シックハウス対策事業を円滑に推進するため、必要に応じて相互に密接な連携を図るものとする。

(その他)

第8 この要綱に定めるもののほか、シックハウス対策事業の実施について必要な事項は、別に定める。

(適用除外)

第9 この要綱は、保健所を設置する市の区域には適用しない。

附 則

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。